

令和2年2月6日

厚生保健委員会

幼児教育・保育課

認可保育所等への対応について

昨年末に、市内の認可保育所で発生したハラスメントを起因とする保育士の退職事案を受け、今後、市として次のとおり対応します。

1 相談等の対応

- ・園児の処遇及び園運営等に係る相談の窓口は引き続き幼児教育・保育課が担う。
- ・相談事案に応じて関係する行政庁、部局への相談を促す。
- ・いかなる事案の場合も、園児の処遇及び保育の継続を最優先に対応する。

2 ハラスメントに係る防止対策

(1) 事業主が講ずべき措置の周知・啓発

- ・厚生労働大臣の指針に基づく措置を講じているかセルフチェックを行い、認識を深めてもらうとともに、必要に応じて助言する。
- ・認可保育所等の新規事業参入の場合は、認可の過程において同様の取り組みを進める。

[項目] ・事業主の方針の明確化及びその周知・啓発
・相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備
・職場におけるハラスメントへの事後の迅速かつ適切な対応 等

[対象] 市内の認可保育所、認定こども園、地域型保育事業所

[時期] 令和2年4月以降

(2) 研修会の開催

- ・静岡労働局と連携してハラスメントに係る研修会を開催する。
- ・園長及び勤務する保育士の双方が同じ認識を持てるよう工夫する。

[対象] 市内の認可保育所、認定こども園、地域型保育事業所

[時期] 令和2年4月以降